

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要について

1. 趣旨

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 31 年法律第 18 号）の施行に伴い、同法に基づき国際博覧会の準備及び運営のために設立される協会（以下「博覧会協会」という。）に派遣される職員（警察庁の所属職員及び警察法第 56 条第 1 項に規定する地方警務官。以下「博覧会派遣職員」という。）に対する地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）の適用に関する特例が速やかに実行できるよう、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

博覧会派遣職員は博覧会協会から報酬を受けることから、博覧会派遣職員の標準報酬、標準期末手当等の決定及び改定並びに地方公務員共済組合から博覧会協会への決定額の通知等に関する所要の改正を行う。

※ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づき博覧会協会に派遣される地方公務員については、既に措置されている為、対応は不要である。

3. スケジュール

公布日：令和元年 5 月 23 日（木）

施行日：令和元年 5 月 23 日（木）